

質 疑 書 兼 回 答 書

1. 入札案件名 都市公園等施設定期点検業務委託

2. 質疑内容

	質疑	回答
①	管理技術者についてです。資格は公園施設製品安全管理士の資格以外は管理技術者として認めないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりである。
②	第8章(10)における修繕見積もりにおいて、見積もりの指定書式などは特にないでしょうか。	指定書式についての定めはないが、監督員と協議することとする。
③	第7章 業務従事者において、管理技術者は「公園施設製品安全管理士」、担当技術者は「公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士」とありますが、国土交通省登録資格制度における上記と同じ一般社団法人 日本公園施設業協会の資格「公園施設点検管理士」「公園施設点検技士」では、管理技術者や担当技術者の配置技術者としては認めないということでしょうか。国土交通省では、管理技術者も担当技術者も認定されていますがご教示ください。 ※他市でも「製品安全管理士」「製品整備技士」と限定するのはあまり例の見ないことです。 お手数ですがよろしくお願いいたします。	お見込みのとおりである。 遊具等の定期点検業務標準積算基準(一般社団法人日本公園施設業協会)に記載の業務範疇に基づき、成果品の精度を確保するため、第7章業務従事者を設定しています。

④	過年に点検は実施していますか。または、その報告書はありますか。	直近で点検業務委託を実施したのは、令和4年度である。その際の報告書はあります。
⑤	第8章(8)「公園施設履歴書」は既作成の資料を更新する程度でしょうか。または、新しく作成する必要がありますか。	既往のものを参考に新規作成する必要がある。
⑥	第8章(12)「使用禁止の措置を実施する時は、理由及び修繕予定時期等を現地に明示すること。」とありますが、明示とはは、ラネット(A4)などを貼付けや括り付けるということでしょうか。必要な資機材(ラネット加工、三角コーンやトラロープなど)をご教示ください。また、具体例・内容も合わせてお願いいたします。	お見込みのとおりである。遊具の種類に応じて必要な資機材を監督員と協議すること。 「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)一般社団法人日本公園施設業協会」4一般規定4.1遊具の安全に対する基本的な考え方に記載のとおりの内容を想定している。
⑦	第10章 報告書の提出において「電子データにて発注者に提出」とありますが、完了検査はありますか。完了検査がある場合、電子データの提出のみではどのような検査となるのでしょうか。ご教示ください。 ※検査用に1部報告書の印刷やPDFを作成しタブレットやノートパソコン持参など。	完了検査は実施する。電子データと報告書(紙)を1部ずつ提出すること。